



# 島根県報

平成22年11月24日（水）

号外 第 183 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 4

**告 示**

**島根県告示第695号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年11月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	184号	飯石郡飯南町下来島 3911番1地先から同 3892番1地先まで	前	メートル 5.70～ 14.10	メートル 372.00	道路改良工事 拡幅	
			後	7.20～ 56.40	372.00		
"	"	飯石郡飯南町下来島 1651番2地先から同 1649番2地先まで	前	10.00～ 16.00	39.00	道路改良工事 拡幅	
			後	10.00～ 27.00	39.00		
"	"	飯石郡飯南町下来島 3732番4地先から同番 7地先まで	前	7.10～ 19.30	186.00	道路改良工事 拡幅	
			後	7.10～ 54.40	186.00		
"	"	飯石郡飯南町下来島 3885番3地先から同 1724番1地先まで	前	6.60～ 26.70	223.00	道路改良工事 拡幅	
			後	7.40～ 49.20	223.00		
県 道	大東東出雲線	八束郡東出雲町大字出雲郷423番4地先から同573番4地先まで	前	A	3.70～ 14.60	943.50	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
		八束郡東出雲町大字出雲郷423番4地先から同町意宇南四丁目1番1地先まで		B	13.00～ 76.00		
			後 B	13.00～ 76.00	638.50		
			前 A	4.00	72.00		

”	斐川一畑大社線	出雲市猪目町字川原78番2地先から同町字灘126番地先まで	後	A	4.00	72.00	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 橋梁修繕工事 ダブルウェイ
				B	6.00～ 13.00	63.00		
”	浜田作木線	浜田市旭町本郷387番1地先から同386番地先まで	前		14.00～ 24.00	33.00	浜田県土整備事務所	減幅
			後		14.00～ 19.00	33.00		

## 島根県告示第696号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年11月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	出雲市猪目町字川原78番2地先から同町字灘126番地先まで	メートル 63.00	平成22年 11月26日	出雲県土整備事務所	
〃	川本大家線	邑智郡川本町大字三俣658番11地先から同62番1地先まで	170.00	平成22年 11月24日	県央県土整備事務所	